

スターキャット光オプション

Safieカメラサービスプラン
契約約款

2025年9月

スターキャット株式会社

第1章 総則

第1条（本約款の目的）

スターキャット株式会社（以下「当社」といいます。）は、「スターキャット光オプションSafieカメラサービスプラン」契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより「スターキャット光オプションSafieカメラサービスプラン」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（昭和59年法律第86号第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条（本約款の変更）

- 1 当社は、法令の規定に従い、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③ダイレクトメール等の広告への表示

第3条（用語の定義）

本約款（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
カメラ装置	インターネットを通じカメラ映像をクラウド経由でアクセスする装置
表示端末	契約者が準備する以下の端末 ・カメラ映像を閲覧するために必要な専用アプリをインストールしたスマートフォンやタブレット、ノートパソコン等 ・ブラウザ(Chrome/Edge/Firefox等)を介してカメラ映像を閲覧するスマートフォンやタブレット、ノートパソコン等
インターネット 接続回線	インターネットに接続するための通信回線
カメラクラウド	カメラ装置の設定や映像を保有し契約者のカメラ装置の通信環境をリアルタイムに管理する装置。
訪問オプション	契約者の請求に基づき、現地調査、カメラ装置の設置・設定等を行うオプションメニュー。

サポート	別紙1で定義するヘルプデスク及びトラブルサポートの総称
------	-----------------------------

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者に対し、別紙1の提供機能で定めるサービスを提供し、契約者から請求があったときは、別紙2の訪問オプションで定めるクラウドサービスを提供します。

第5条（提供条件）

1 当社は、スターキャットが提供するインターネットサービスに加入しているか、またはインターネットサービスに新規に加入される方のみに本サービスを提供します。

2 本サービスは、セーフィー株式会社から提供されることを異議なく承諾し、本サービスの供給を受けるにあたり本契約約款のほか「Safieサービス利用規約」を遵守するものとします。

(Safieサービス利用規約URL)

[https://safie.link/about/terms-of-](https://safie.link/about/terms-of-service/safie/?srsltid=AfmB0oo1pP69XloFThUa28kRhrpazMhqLqU4j7xdMX4CiimtywWMI1FAM)

[service/safie/?srsltid=AfmB0oo1pP69XloFThUa28kRhrpazMhqLqU4j7xdMX4CiimtywWMI1FAM](https://safie.link/about/terms-of-service/safie/?srsltid=AfmB0oo1pP69XloFThUa28kRhrpazMhqLqU4j7xdMX4CiimtywWMI1FAM)

3 本サービスは、当社が販売するカメラ装置の中から購入したカメラ装置のみに提供します。

第3章 契約

第6条（契約の単位）

当社は、インターネット接続回線ごとに、1の本契約を締結します。

第7条（最低利用期間）

最低利用期間は、36ヶ月と設定します。

なお、キャンペーン等当社が本サービスの月額利用料を無料として設定した期間は最低利用期間に含めないものとし、当該無料として設定した期間を経過した日を含む月から最低利用期間を設定するものとします。

第8条（契約申込の方法）

1 契約者は、本サービスの申込に際して、本約款の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う当社に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他申込の内容を特定するための事項

第9条（契約申込の承諾）

1 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって契約者に通知します。当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき

(2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(3) 申込の際に虚偽の事項を申告したとき

(4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき

3 当社が、前2項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第10条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第11条（契約者の地位の承継）で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第11条（契約者の地位の承継）

1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 本条第1項又は第2項の手続きがなされない期間においては、別紙3（当社が別に定めることとする事項）に規定する当社が別に定める場合を除き、本サービスの提供を行わないことがあります。

第12条（契約者の氏名等の変更の届出）

1 契約者は、第8条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、別紙3（当社が別に定めることとする事項）に規定する当社が別に定める場合を除き、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第1項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

第13条（装置設置場所の提供等）

1 本サービスを利用するカメラ装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

2 本サービスを利用するカメラ装置に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

第14条（装置設置場所の移転）

当社は、契約者から要請があったときは、本サービスを利用するカメラ装置の設置場所の

変更等の手続きを受付します。なお、本サービスを利用するカメラ装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

第4章 禁止行為

第15条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第16条（著作権等）

1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本約款、各種アプリケーション、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条に定める権利を含む。以下同じ。）及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、又は、本サービスを提供する上で、カメラクラウドの使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
- (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な、カメラクラウドの使用を当社に対して許可する者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと

第5章 利用中止等

第17条（利用中止）

1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき
- (2) 第19条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき
- (3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（利用停止）

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (4) 第16条（著作権等）及び第35条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき
- (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る

時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき

(6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

(7) 当社に損害を与えたとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第20条（本サービス提供の終了）

1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第21条（契約者による解約）

1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により当社に申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により申し出た解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

第22条（当社による解約）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。また、本条第3号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

(1) 第18条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 第20条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。

(3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

① 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

② 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

③ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第6章 料金

第23条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙1の料金表及び別紙2の料金表に定めるところによります。

第24条（料金の支払義務）

1 契約者は、本契約に基づいて当社より本サービスの提供を受け始めた翌月から起算して、本契約の解約があった月までの期間について、1の本契約毎に、当社が別紙1の料金表に定める料金の支払いを要します。また、契約者は、別紙2の訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙2の料金表に規定する料金の支払いを要します。ただし、本サービスの提供を開始した月に契約の解約が行われた場合は当月分の料金の支払いを要します。

2 契約者は、第7条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に本サービスを解約した場合は、別紙1の料金表の解約金に定める解約金の支払いを要します。

3 契約者は、次の場合を除き、第1項の期間において、利用停止等により本サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

（1）契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（カメラクラウドが利用できる状態の場合は除きます。）が生じたとき。

（この場合の支払いを要しない料金）

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

（2）当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。

（この場合の支払いを要しない料金）

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 契約者は、本約款に基づいて別紙2の訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。この場合において、当社は、契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電氣的操作による確認作業を含みます。）ことにより別紙2の訪問オプションの提供の完了を確認するものとします。

6 当社は、別紙2の訪問オプションの提供の完了後、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額（以下「該当料金合計額」といいます。）並びにその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額（以下「請求金額」といいます。）を請求します。

第25条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消

費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(別紙1の料金表及び別紙2の料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

第26条(延滞利息)

1 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第27条(料金計算方法等)

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う別紙1の料金表及び別紙2の料金表に定める料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、随時に計算します。

2 当社は、本約款等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

3 別紙1の料金表に規定する解約金は、利用期間に関わらず一括での支払いを要します。

4 契約者は、当社が請求した料金等の額が本約款に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙3(当社が別に定めることとする事項)に規定する当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金(当社が請求した料金と本約款に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

第28条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第29条(料金等の支払)

1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第30条(料金の一括後払)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第31条(消費税相当額の加算)

第24条(料金の支払義務)の規定その他本約款の規定により別紙1の料金表及び別紙2の料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第7章 損害賠償

第32条(責任の制限)

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（カメラクラウドが利用できる状態の場合は除きます。）にあることを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第 33 条（免責事項）

1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

3 本サービスは、カメラ装置やカメラクラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるカメラ装置を提供するメーカーを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の損害について、第 32 条（責任の制限）第 1 項に規定する場合を除き責任を負いません。

6 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。

7 当社は、第 17 条（利用中止）、第 18 条（利用停止）、第 19 条（利用の制限）、第 20 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。

8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害

については、当社は責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

10 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、各装置に係る設定の追加、修正、解約等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解約等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

11 本サービスは、契約者が準備するインターネット回線品質及びカメラ装置の性能等により、モニタリングの遅延及び蓄積映像のコマ落ち等により蓄積等がなされない場合等があります。また、これにより発生する損害については、当社は責任を負いません。

12 当社は、蓄積された録画データが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害及びプラン変更時に録画データが引き継がれないことにより発生する損害については責任を負いません。

13 当社は、契約者の要望に基づきサポートを実施する場合を除き、本サービスの提供に際して、契約者が取得する画像及び動画については取り扱わないものとします。

第8章 個人情報の取扱

第34条 (個人情報の取扱)

1 契約者は、当社、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者（以下「委託会社」といいます。）、及び、カメラクラウドの使用を当社に対して許可する者が、本サービス提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報（以下「個人情報」といいます。）、及び別紙 4（サポートを提供するにあたり取得する情報）で規定する情報を知り得ることについて、同意していただきます。

2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社が別に定める「情報セキュリティ基本方針」に基づき取り扱うものとします。なお、本約款と当該「情報セキュリティ基本方針」に齟齬がある場合、本約款の定めが優先して適用されるものとします。

情報セキュリティ基本方針

<https://www.starcatt.co.jp/policy/security/>

3 当社、委託会社及びカメラクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。

(1) 本サービスの提供

(2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング

(3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング

(4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付

(5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発

(6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内

(7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内

4 当社、委託会社及びカメラクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報、及び、別紙 4（サポートを提供するあたり取得する情報）に規定する情報を利用します。

(1) 契約者からの要請にもとづく、サポート業務

(2) 本サービスの品質、機能改善のための情報分析

5 当社及び委託会社は、契約者のメールアドレスについて、カメラクラウドの使用を当社に対して許可する者に通知し、別紙 1 の提供する機能に規定する機能の ID、パスワード等の通知を目的として利用します。

6 契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

7 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

第 9 章 雑則

第 35 条（利用に係る契約者の義務）

1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

(1) 本サービスを利用するカメラ装置がインターネットに接続できる環境であること

(2) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること

2 契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1) 当社が契約者を訪問した際に各装置の設置（希望）場所に案内し、電波調査や設定作業等へ立ち会うこと

(2) 当社が電波調査、設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、契約者が当社に対して無償で提供すること

3 契約者が、サポートの提供を受ける場合は、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1) ヘルプデスク代行、トラブルサポートの提供のために、カメラクラウドの ID 及びパスワードを 当社に提供し、当社がそれを使用することを承諾すること

4 前 4 項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと

(2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと

(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと

- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと
- (9) 法令、本約款若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は 当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (10) 別紙 1 の提供する機能で利用する ID、パスワード等の適正な管理に努めること
- (11) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと

第 36 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供
- (3) 表示端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施
- (4) 表示端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施

第 37 条（映像データの利用権限等）

1 本サービスによりカメラに内蔵される記録媒体に録画された映像の所有権は契約者に帰属するものとし、契約者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとし、また、警察等の第三者から映像データ提供を求められた場合、契約者は契約者の判断でこれに対処するものとし、

2 当社は、契約者が本サービスを通じて送信した映像データを、本サービスの運営に必要な範囲で閲覧することができるものとし、本約款の規定に違反しているものと判断した場合には、契約者への事前の通知なしに、当該映像データの全部又は一部を非公開又は削除することができるものとし、当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について、当社に故意又は重過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第 38 条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第 35 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合

- (2) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合
- (4) その他、契約者の責により本サービスの提供が困難となる場合

第 39 条（設備等の準備）

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの料金は、本サービスの料金には含まれません。

第 40 条（国内法への準拠）

この約款は日本国国内法に準拠するものとし、本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じ、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

第 41 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

附 則

（実施期日）

- 1 この本約款は、2025 年 9 月 29 日から実施します。

【別紙 1（提供する機能と料金）】

(1) 提供する機能

提供機能	内容
マルチデバイス対応	ブラウザ(Chrome/ Edge/Firefox 等)での閲覧に加え、スマートフォン（android/iOS）アプリでの視聴が可能
ダッシュボード	カメラ装置のグルーピング、同時に複数カメラ装置を表示するダッシュボード機能が利用可能 さらにダッシュボードでは表示するカメラ映像のサイズ（列数）も選択可能で、複数パターンの作成も可能
同時視聴	カメラ 1 台あたり、最大 4 アカウントへ映像のシェア設定が可能 ただし、同時視聴は最大 4 画面までとなります。
常時録画	産業用 microSD カード(256GB) を使用し、約 30 日分の撮影動画

	の保存が可能。但し日数はあくまで目安であり、日数が保証されるものではありません。
動体検知設定機能	表示端末にて表示されるカメラ映像に動きがあった場合 には、映像再生画面のタイムライン上に自動でマーキング。さらに管理者へは、発生時刻の画像付きメールを送信可能。 ※当社が指定する一部カメラ装置のみ実施可能
ダウンロード	常時録画映像の一部をクリップ動画として保存し、パソコンにダウンロードすることが可能 (クリップ動画：2H分/台 ダウンロード：72 時間/台)
カメラ死活監視機能	カメラ装置の異常等により、正常に映像の蓄積ができていない状態が発覚した際あらかじめ登録しておいたメールアドレスに通知が可能
検知情報通知機能	カメラ端末が動体検知をした際に表示端末にその旨通知する機能 (なお、契約者はブラウザ(Chrome /Edge/Firefox 等)を用いて当該機能の利用設定ならびにカメラ端末の動体検知エリア及びマスク処理エリアの設定を実施する必要があります。)。なお、表示端末にて指定した検知したいエリア及びマスクしたいエリア内における検知は契約者が準備するカメラ装置において実施 ※検知エリア内での動体検知は、当社が指定する一部カメラ装置のみ実施可能
セキュリティ対策	アカウントごとのログインログ (アクセス時間、アクセス元 IP アドレス、端末 OS/バージョン、ユーザ名) を3ヶ月分、閲覧可能 また、閲覧元グローバル IP アドレスによる視聴制限も設定可能
ヘルプデスク	・カメラ装置の接続設定など、契約者のヘルプデスクを代行 受付時間：9:00～18:00
トラブルサポート	・カメラ装置接続不可等のトラブル時に、カメラクラウドからカメラ装置環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定します 受付時間：9:00～18:00

(注) 契約者は、ハイブリッド録画プランの提供を受けるためには、当社が指定するカメラ装置、LAN 給電が可能な装置もしくは電源を準備いただく必要があります。

(注) スマートフォンで利用するには、セーフィー株式会社が開発・提供するアプリケーション「クラウドカメラビュー」が必要です。

(注) ソフトウェア/ファームウェアの改善にあたり、パッチ、バグフィックス、更新、アップグレードその他の修正を随時適用し、一部サービスの利用に一時的に制限が生じる場合があります。

契約者はこのパッチ、バグフィックス、更新、アップグレードその他の修正に同意するものとします。

最新の機能や提供条件、当社が指定するカメラ装置は、当社のホームページでご確認ください。

さい。

<https://www.starcat.co.jp/service/net/option/security-camera/>

(2) 料金表

プラン	ハイブリッド録画プラン	
月額利用料（台）	SD カード(256GB) に保存※1	2,000 円（税込価格 2,200 円）※2
解約金	第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間までの残りの期間分の利用料を一括で支払っていただきます。	

※1 産業用 microSD カード(256GB) を使用し、約 30 日分保存。但し日数はあくまで目安であり、日数が保証されるものではありません。

※2 設置台数分の月額利用料が必要となります。

【別紙 2（訪問オプションと料金）】

(1) 訪問オプション

希望日を打合せし、当社が訪問して以下のとおりサービスを提供します。

メニュー		サービス内容
メニュー1	機器設置・設定及び配線工事	・カメラ装置を壁や天井等に設置、IP アドレス等 を設定 ・LAN 給電装置の設置 ・LAN ケーブルをモールや天井等に配線
メニュー2	現場調査	・設置場所、電源供給元、配線ルート等の調査

(2) 料金表

メニュー		料金
メニュー1	機器設置・設定及び配線工事	当社が別に算定する実費
メニュー2	現場調査	当社が別に算定する実費

(注) 訪問オプションの料金詳細は、営業担当者へお問い合わせください。

【別紙 3（当社が別に定めることとする事項）】

(1) 第 11 条（契約者の地位の承継）における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	インターネットサービス契約者の指定するところにより、当社が相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人にそのスターキャット光 Safie カメラサービスプラン契約者の地位の承継があった事実について確認し、その確認を持って、そのスターキャット光 Safie カメラサービスプラン契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

(2) 第 12 条（契約者の氏名等の変更の届出）における当社が別に定めるところは以下の通

りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	氏名、名称又は住所若しくは居所の変更については、インターネットサービス契約者の指定するところにより、当社がスターキャット光 Safie カメラサービスプラン契約者にその氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった事実について確認し、その確認を持って、そのスターキャット光 Safie カメラサービスプラン契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったものとみなします。 請求書の送付先の変更については、第 12 条第 1 項から第 3 項の規定に準じます。

(3) 第 27 条（料金計算方法等）における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

【別紙 4（サポートを提供するにあたり取得する情報）】

当社は、以下の情報を取得し、カメラクラウドで有します。

- ①顧客アカウント情報（メールアドレス）
- ②カメラ装置の基本情報（カメラモデル、シリアル、カメラ名、接続状態、ストリーム状態、各種マイク、LED の稼動状況）
- ③契約者によるカメラ装置の設定情報（シェアユーザのメールアドレス、カメラの起動スケジュール設定、カメラ装置の通知イベント設定）
- ④カメラ装置の詳細情報（稼動時間、メモリサイズ情報、MAC アドレス、IP アドレス、ネットマスク・IP 取得方法、接続 IF、一部カメラで取得可能な GPS 情報）
- ⑤録画ステータス（各カメラ装置の過去の録画ステータス）